

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 研究活動における  
不正防止および不正行為への対応に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪学院大学および大阪学院大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究活動の不正防止および不正行為または疑義がある場合の対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「不正行為」とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用および二重投稿、不適切なオーサーシップをいう。

2. この規程において「特定不正行為」とは、前項の不正行為のうち、捏造、改ざんおよび盗用をいう。
3. この規程において「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいい、「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいい、「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用することをいう。
4. この規程において「研究者等」とは、専任、非常勤を問わず、本学で研究活動に従事する教職員、学生および研究活動を支援する者をいう。

(統括責任者の設置)

第 3 条 研究倫理の向上および不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限と責任を有する者として、統括責任者を置くものとし、事務局長をもって充てる。

(研究倫理教育責任者の設置)

第 4 条 研究倫理教育推進のための責任者として、研究倫理教育責任者を置くものとし、庶務課長をもって充てる。

2. 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を

3年毎に行わなければならない。

(研究データ等の保存・開示)

第 5 条 研究者等は、研究によって生じた生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究データ等を研究が終了もしくは中止したとき、または研究に基づく論文等が公表されたときのいずれか遅い時期から10年間、保存しなければならない。また、開示の必要性および相当性が認められる場合は、開示しなければならない。

(不正行為に関する通報)

- 第 6 条 不正行為の疑いを発見したときは、原則として実名による場合に限り、書面、電話、FAX、電子メールまたは面会により、不正行為が疑われる研究者等の不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものを通報することができる。なお、通報者には調査に協力を求める場合がある。
2. 通報を受ける窓口は庶務課とする。ただし、通報の受付を行う者ならびに調査・事実確認を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与してはならない。
  3. 学会等の科学コミュニティや報道機関等の外部機関から指摘があった場合も、通報窓口に通報があったものとみなし、本規程により取扱うものとする。
  4. 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者等の不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを本学が確認した場合、通報窓口に通報があったものとみなし、本規程により取扱うものとする。
  5. 第1項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合、通報の内容に応じ、実名による通報があった場合に準じて取扱うことができる。
  6. 通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認するものとする。
  7. 不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められている

という相談や通報については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、被通報者に警告を行うこととする。

8. 受付窓口寄せられた相談や通報の相談者、通報者、被通報者、相談・通報内容および調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、通報者および被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしてはならない。

(通報者・被通報者の取扱い)

第 7 条 調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等を行うことがある。

2. 通報者は、単に通報したことを理由に、解雇、降格、減給、その他いかなる不利益な取扱いも受けない。
3. 被通報者は、相当な理由なしに、単に相談や通報がなされたことにより研究活動を部分的または全面的に禁止、解雇、降格、減給、その他いかなる不利益な取扱いも受けない。

(報告等)

第 8 条 通報窓口不正行為に関する通報があったときは、統括責任者に速やかに報告しなければならない。

2. 統括責任者は、報告に係る事案について予備調査が必要であると認めるときは、関連する部局等の長に予備調査を行わせることができる。
3. 関連する部局等の長は、統括責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報の信憑性等について調査し、14 日以内にその結果を報告しなければならない。
4. 統括責任者は、第 1 項および前項の報告に基づき、通報の受付から 30 日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断しなければならない。
5. 統括責任者は、前項の規定に基づき、調査を行わないことを決定した場合、その理由と併せて通報者に通知しなければならない。また、この場合、予備調査に係る資料等を保存し、配分機関および通報者の求めに応じ開示しなければならない。さらに、公的資金を用いた研究活動の場合は、関係省庁に対しても求めに応じ開示しなければならない。

(調査委員会)

- 第 9 条 統括責任者は、研究活動の不正行為または疑義がある場合、対処するために研究活動の不正行為に係る調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査しなければならない。
2. 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。
    - (1) 統括責任者
    - (2) 不正行為または疑義がある研究者等が所属する部局等の長
    - (3) 学外有識者 若干名
    - (4) 統括責任者が構成員として必要と認めた者
  3. 前項第 3 号の委員は、委員会の委員の総数の半数以上でなければならない。
  4. 第 2 項各号に掲げる委員は、通報者および被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
  5. 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。
  6. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
  7. 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
  8. 委員会を設置したときは、委員会は調査委員の氏名および所属を通報者および被通報者に通知するものとする。これに対し、通報者および被通報者は通知を受けた日から 7 日以内に、書面により委員会に対し理由を添えて異議申立てを行うことができる。
  9. 委員会は、異議申立てにより調査委員を交代したときは、その旨を通報者および被通報者に通知しなければならない。

(本調査)

- 第 10 条 委員会は、本調査の実施を決定したときは、通報者および調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）に対し、本調査を実施する旨を通知し、学長に報告しなければならない。また、対象研究者等が他機関に所属している場合は、その所属機関にも通知しなければならない。さらに、学長は、本調査を実施する旨を配分機関に報告しなければならない。また、公的資金を用いた研究活動の場合、学長は関

係省庁にも報告しなければならない。

2. 委員会は、本調査の実施決定後、30日以内に調査を開始しなければならない。
3. 本調査においては、対象研究者等に対し、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(守秘義務)

第 11 条 委員会の構成員その他本規程に基づき不正行為の調査に関係した者は、調査にあたって、公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。また、その職務により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査の実施)

第 12 条 委員会は、不正行為の有無、不正行為の内容、関与した者およびその関与の程度について調査するものとする。

2. 委員会は、対象研究者等に対し関係資料の提出、事実の証明および事前聴取等必要な事項を求めることができる。
3. 委員会は、通報された事案に係る研究活動に関する資料等を保全する措置をとらなければならない。また、本学以外の調査機関からの要請に応じ、通報された事案に係る研究活動に関する資料等を保全する措置をとらなければならない。
4. 委員会は、関連する部局等の長に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
5. 委員会は、必要に応じて、対象研究者等に対し、調査対象の公的研究費の使用停止を命ずることができる。
6. 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究上および教育上等のいかなる不利益な取扱いも受けない。

(調査への協力等)

第 13 条 対象研究者等は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。

(意見聴取)

第 14 条 委員会は、裁定を行うにあたっては、あらかじめ対象研究者等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

2. 対象研究者等は、調査内容の通知日から 14 日以内に委員会に意見を提出することができる。

(裁定)

第 15 条 委員会は、調査開始後、150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為の有無について裁定を行わなければならない。

2. 委員会は、不正行為が行われたと裁定したときは、不正行為の内容、不正行為に関与した者とその関与の程度、不正行為と裁定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究活動における役割を裁定するものとする。
3. 委員会は、第 1 項の裁定にあたっては、物的・科学的証拠、証言、対象研究者等の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。ただし、対象研究者等の自認等を唯一の証拠として不正行為を裁定することはできない。

なお、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と裁定するものとする。

4. 委員会は、通報が悪意に基づくものであると判断したときは、その旨の裁定を行うものとする。
5. 前項の裁定を行うにあたっては、通報者に対し書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。
6. 委員会は、第 1 項、第 2 項および第 4 項の裁定を行ったときは、その内容を学長に報告しなければならない。
7. 委員会は、第 1 項、第 2 項および第 4 項の裁定の結果を通報者および対象研究者等に通知しなければならない。また、対象研究者等が他機関に所属している場合は、その所属機関にも通知しなければならない。
8. 学長は、第 1 項、第 2 項および第 4 項の裁定の報告を受けたときは、配分機関に報告しなければならない。また、公的資金を用いた研究活動の場合は、関係省庁にも報告しなければならない。

(異議申立て)

第 16 条 対象研究者等は、調査結果の通知日から 14 日以内に委員会に異議申立てを行うことができる。

2. 前項の異議申立てがあった場合、委員会は、通報者に通知し、学長に報告しなければならない。また、学長は、配分機関に報告しなければならない。さらに、公的資金を用いた研究活動の場合、学長は関係省庁にも報告しなければならない。
3. 通報が悪意に基づくものと裁定された通報者は、その裁定について、第 1 項の例により、異議申立てを行うことができる。
4. 第 1 項および前項の異議申立ての審査は委員会が行い、異議申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、統括責任者は、調査委員の交代、追加または調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
5. 第 1 項の異議申立てに対し、再調査を行うことを決定したとき、または異議申立てを却下することを決定したときは、委員会は、通報者および対象研究者等に通知し、学長に報告しなければならない。また、学長は、配分機関に報告しなければならない。さらに、公的資金を用いた研究活動の場合、学長は関係省庁にも報告しなければならない。
6. 委員会は、前項の再調査を行ったときは、再調査開始後 50 日以内に異議申立てに対する決定を行い、その結果を通報者、対象研究者等および対象研究者等が所属する機関に通知し、学長に報告しなければならない。また、学長は、配分機関に報告しなければならない。さらに、公的資金を用いた研究活動の場合、学長は関係省庁にも報告しなければならない。
7. 第 3 項の悪意に基づく通報と裁定された通報者から異議申立てがあった場合、委員会は、通報者が所属する機関および対象研究者等に通知し、学長に報告しなければならない。また、学長は、配分機関に報告しなければならない。さらに、公的資金を用いた研究活動の場合、学長は関係省庁にも報告しなければならない。
8. 第 3 項の異議申立てに対し、委員会は、再調査を行うものとし、再調査開始後 30 日以内にその結果を通報者、通報者が所属する機関、対

象研究者等に通知し、学長に報告しなければならない。また、学長は、配分機関に報告しなければならない。さらに、公的資金を用いた研究活動の場合、学長は関係省庁にも報告しなければならない。

(調査結果の報告)

第 17 条 統括責任者は、第 15 条による調査結果の通知後、対象研究者等から異議申立てがなくその内容が確定したとき、または前条第 4 項による異議申立てに対し、同条第 6 項または第 8 項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し関連資料を添えて速やかに学長に提出しなければならない。

(措置)

- 第 18 条 学長は、不正行為の関与を裁定した者および不正行為に関与したとまでは裁定されないが、不正行為が裁定された論文等の内容に責任を負う者として裁定された著者が本学の者である場合は、就業規則により必要な措置を行うとともに、論文等の取下げを勧告するものとする。
2. 学長は、不正行為が行われていないと裁定した場合であって、通報者が悪意をもって通報したことを裁定したときは、通報者に対して規則等に基づき必要な措置を行うことがある。
  3. 学長は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、対象研究者等および関連する部局等の長に通知するとともに、配分機関に対しては通報の受付から 150 日以内に、不正行為の発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を記載した最終報告書を提出しなければならない。また、公的資金を用いた研究活動の場合は、関係省庁にも最終報告書を提出しなければならない。
  4. 学長は、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告書を配分機関に提出しなければならない。また、公的資金を用いた研究活動の場合は、関係省庁にも提出しなければならない。
  5. 学長は、調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも確認された場合には速やかに裁定し、配分機関に報告しなければならない。また、公的資金を用いた研究活動の場合は、関係省庁にも報告しなけれ

ばならない。

6. 学長は、第3項、第4項および第5項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても調査の進捗状況を報告するとともに、調査の中間報告書を提出しなければならない。また、公的資金を用いた研究活動の場合は、関係省庁に対しても求めに応じ進捗状況を報告するとともに、中間報告書を提出しなければならない。
7. 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案に係る要請（資料の提出または閲覧、現地調査等）に応じなければならない。また、公的資金を用いた研究活動の場合は、関係省庁に対しても要請に応じなければならない。
8. 学長は、前各項による報告または調査等の結果、当該配分機関から不正行為に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、対象研究者等に当該額を返還させるものとする。
9. 学長は、前条による報告に基づき、不正行為が認められなかったときは、必要に応じて通報者および対象研究者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

（調査結果の公表）

- 第 19 条 学長は、前条の規定による措置のほか、不正行為があったと認められたときは、不開示とすることが妥当であると認めた場合を除き速やかに調査結果を公表するものとする。
2. 学長は、不正行為がなかったと認められたときは、公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合および論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
  3. 前項の規定にかかわらず、学長は、通報が悪意に基づくものであると裁定したときは、調査結果を公表するものとする。
  4. 前各項に規定する公表の内容は、所属部局、職名および氏名を基本とし、その他の内容についても特に不開示とすることが妥当であると認めた場合を除き公表するものとする。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。